

2021年5月期全塾協議会定例会議事録

2023年11月18日

全塾協議会

全塾協議会規約第22条第1項に基づき、2021年5月23日に開催された全塾協議会定例会の議事録を公開する。ただし、役職役名ならびに条数は議会当時のものである。

議事概要記録

名称	2021年5月期全塾協議会定例会
場所	オンライン (Webex)
日時	2021年5月23日 18:30~22:39

出席者

	塾生代表	山田健太
上部団体	文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長	松尾和真
	体育会本部 主幹	長谷川貴規
	全国慶應学生会連盟常任委員会 常任委員長	吉田凌太
	全塾ゼミナール委員会 委員長	欠席
	芝学友会 会長	欠席
	四谷自治会 会長	保住英希
	福利厚生機関本部 代表	林田幸之介
	全塾協議会事務局 事務局長	岩館則明
	全塾協議会事務局より他 13名	
以下議案提出者	文学部人間科学ゼミナール委員会 財務	中森遼太
	卒業アルバム委員会 前代表	永井幸輝
	優勝準備委員会 代表	三浦 奨悟
	文学部社会学ゼミナール委員会 前委員長	菊池 輝
	應援指導部 主将	小畑采花
	應援指導部 会計	坂本雄紀
	應援指導部	中村剛太
	全国慶應学生会連盟 委員長	吉田凌太
	三田祭実行委員会 財務局長	秋山萌々音
	湘南自治会準備会 前代表	石井柊
	共済部 日吉代表	原田優真
	全塾協議会事務局 財務	関田大輝

次第

項目	担当・議案提出者
1. 開会宣言	事務局長 岩館則明

項目	担当・議案提出者
2. 塾生代表挨拶	塾生代表 山田健太
3. 定足数確認	議事部長 在原拓哉
4. 配布資料の確認	
5. 議事録作成報告	
6. 議長の指名	
7. 議事	
(1) 塾生代表報告 [20210523-01-JSD]	塾生代表 山田健太
(2) 事務局報告 [20210523-02-JMK]	
i. 総務政策部報告	総務政策部長 清瀬竜世
ii. 財務部報告	財務部長 関田大輝
iii. 議事部報告	議事部長 在原拓哉
iv. 広報部報告	広報部長 堤悠真
v. 局長報告	事務局長 岩館則明
(3) 文学部人間科学ゼミナール委員会の活動報告 [20210523-03-BNZ]	文学部人間科学ゼミナール委員会 財務 中森遼太
(4) 卒業アルバム委員会の交代報告 [20210523-04-SAI]	卒業アルバム委員会 前代表 永井幸輝
(5) 優勝準備委員会の交代報告 [20210523-05-YJI]	優勝準備委員会 委員長 三浦 奨悟
(6) 文学部社会学ゼミナール委員会の交代報告 [20210523-06-BSZ]	文学部社会学ゼミナール委員会 前委員長 菊池 輝
(7) 應援指導部の活動報告 [20210523-07-OES]	應援指導部 中村剛太
(8) 應援指導部の独自財源特別支出承認申請 [20210523-08-OES]	應援指導部 会計 坂本雄紀
(9) 全国慶應学生会連盟の交付金特別支出承認申請 [20210523-09-ZKR]	全国慶應学生会連盟 委員長 吉田凌太
(10) 三田祭実行委員会による独自財源特別支出承認申請 [20210523-10-MTI]	三田祭実行委員会 財務局長 秋山萌々音
(11) 湘南自治会準備会の活動報告 [20220523-11-SJK]	湘南自治会準備会 前代表 石井柊
(12) 湘南自治会準備会の行動計画についての報告 [20210523-12-SJK]	湘南自治会準備会 前代表 石井柊
(13) 全塾協議会事務局の所属団体に関する議案 [20210523-13-JMK]	事務局長 岩館則明

項目	担当・議案提出者
(14) 塾生代表の全塾協議会の基本政策に関する議案 [20210523-14-JSD]	塾生代表 山田健太
(15) 三田祭実行委員会による交付金特別支出承認申請 [20210523-15-MTI]	三田祭実行委員会 財務局長 秋山萌々音
(16) 湘南自治会準備会の交代承認申請 [20210523-16-SJK]	湘南自治会準備会 前代表 石井柊
8. 連絡事項	議事部長 在原拓哉
9. 閉会宣言	事務局長 岩館則明

議決事項

議案識別子	提出者	議事名	可否
20210523-01-JSD	塾生代表	業務報告	採決なし
20210523-02-JMK	全塾協議会事務局	業務報告	採決なし
20210523-03-BNZ	文学部人間科学ゼミナール委員会	活動報告	採決なし
20210523-04-SAI	卒業アルバム委員会	交代報告	採決なし
20210523-05-YJI	優勝準備委員会	交代報告	採決なし
20210523-06-BSZ	文学部社会学ゼミナール委員会	交代報告	取り下げ
20210523-07-OES	應援指導部	活動報告	採決なし
20210523-08-OES	應援指導部	独自財源特別支出承認申請	可決
20210523-09-ZKR	全国慶應学生会連盟	交付金特別支出承認申請	可決
20210523-10-MTI	三田祭実行委員会	独自財源特別支出承認申請	可決
20210523-11-SJK	湘南自治会準備会	活動報告	採決なし
20210523-12-SJK	湘南自治会準備会	行動計画についての報告	可決
20210523-13-JMK	全塾協議会事務局	所属団体に関する議案	採決なし
20210523-14-JSD	塾生代表	基本政策に関する議案	可決
20210523-15-MTI	三田祭実行委員会	交付金特別支出承認申請	可決
20210523-16-SJK	湘南自治会準備会	交代報告	採決なし

2023年11月18日 議事録作成(役職役名ならびに条数は議会当時のものである。)

(署名)

全塾協議会事務局 事務局長 岩館則明

全塾協議会規約第22条に基づき、事務局長の署名は省略する。

この議事録が正確であることを証する。

(署名)

塾生代表 山田健太

山田 健太

(署名)

全塾協議会 議長 長谷川貴規

2023年11月29日付で議事録を真正なものであると確認した。

議事詳細記録

1. 開会宣言

事務局長 岩館則明が開会を宣言した。

2. 塾生代表挨拶

塾生代表 山田健太が挨拶を行った。

3. 定足数確認

議事部長 在原拓哉による点呼により、定足数を満たしたことが発表され、本会の成立が確認された。

4. 議事確認

議事部長 在原拓哉が、既に配布された資料の確認を行なった。

5. 議事録作成報告

議事部長 在原拓哉が、2019年12月の定例会と2020年8月の臨時会の議事録作成が完了し、議事部長のチェック作業へと移行したことを報告した。また、議事部長が2018年6月及び7月の定例会の議事録チェック作業を終えたことを受け、2018年度及び2019年度の議事録について事務局長へ最終確認を依頼したと述べた。

6. 議長の指名

議事部長 在原拓哉は、全塾協議会規約第10条に基づき議長の選任を諮ったところ、議長である芝学友会会長 横山さくらが欠席していたため、体育会本部主幹 長谷川貴規を議長が指名された。

7. 議事

(1) 塾生代表からの業務報告

塾生代表 山田健太より業務報告が上程された。報告内容は以下の通りである。

慶應義塾の新塾長の選任が済み、来週末に就任と耳にした。全塾協議会と塾長の話し合いの場の設置を新塾長側へ要請し、審議したい。

四谷祭実行委員会を除く各学祭の実行委員会は、オフラインでの開催を希望したため、学生部の方にオフラインでの開催をお願いするなど、その希望の実現をバックアップしている。

今まで少しずつ実施してきたことに対するアンケートを実施したいと考える。全塾からリソースを割き新歓を行ったが、その労力に対してどれほどの効果があったのかを調査したい。こちらについては事務局と調整中である。

また、優勝準備委員会の方へ顔出しをしている。現時点で予定している、祝賀会の日時が緊急事態宣言下の可能性もあり、そちらを重点に置きながら動き出したい。

(2) 事務局からの業務報告

i. 総務政策部報告

新歓実行委員会及び優勝準備委員会へ参加をした旨、優勝準備委員会については六大学野球での優勝も決定したのでより積極的に参加したいとする旨を述べた。また、事務局内新歓・説明会を実施、入局局員の仮配属を統括したと報告した。

各団体から性暴力防止のための誓約書並びに対策のための活動計画書を回収しており、誓約書につい

ては未提出の団体へ迅速な提出を求めると述べた。

また、全塾協議会で Slack を使用するための試算の割り出し、全塾協議会所属団体に関する調査を行った旨を報告した。後者についての詳細は 14 番項にて述べるとした。

ii. 財務部報告

各種書類を回収、特に 12 月締め団体については、紙媒体の決算書類の回収が完了したと報告した。また、4 月分の特別支出許可番号を発行し、Google スプレッドシートに反映したので、所属団体の皆さんには確認をお願いしたいと呼びかけた。

3 月締めの団体については、電子媒体で決算書類を受領したとの旨を述べ、紙媒体の提出は 5 月末日が締め切りなので各団体へ周知していくとした。

iii. 議事部報告

各団体の名簿及びメーリングリストの更新作業を実施し、各種連絡が円滑に行き通るようにしたと述べた。

議事録については、毎週木曜夜 19 時から議事録作業会を行っており、より迅速な公開に努めている旨、直近の作業会に新入局員 3 人が参加した旨を報告した。

また、2021 年 5 月期定例会における、日程調整・議案資料回収・式次第作成・告知の一連の業務を遂行し、定例会後に上部 7 団体から決議書を回収したと述べた。

さらに、性暴力や性差別をなくすための取り組みを行っている Safe Campus Keio（以下 SCK）との協力活動の一環として、各団体に提出を求めている「性暴力に関する誓約書」、「活動報告書」について未回収の団体へ提出を呼びかけた。

iv. 広報部報告

2021 年度新入生の仮配属を開始し、現在 5 人活動している旨を述べた。

全塾協議会事務局（以下事務局）の新ポスター案についてはデザイン案の統合作業を実施、事務局 WEB サイトについては、レイアウトの更新作業を実施したと報告した。具体的にはスライドショーの活用や、情報の取捨選択がしやすいようにカテゴライズする等の工夫をしたと述べた。

また、全塾協議会過去規約、規則の WEB 上での掲載に向け、各方面と調整中であり、その他 WEB サイトの各種情報・事務局 Twitter については内容を更新したと述べた。

v. 事務局長報告

新人研修の全体説明を行い、入局希望者と一人一人面談した旨、所属団体との面談も行った旨を述べた。

(3) 文学部人間科学ゼミナール委員会の活動報告

文学部人間科学ゼミナール委員会財務 中森遼太より交代報告が上程された。尚、事務局長岩館は、過年度に規約 42 条に基づく交代報告を本議案提出団体が怠ったことが確認されたため、交代報告ではなく活動報告という形式になった旨を議員に通達した。

岩館は当団体財務の中森に、過年度に交代承認申請が行われていなかった理由を問うた。中森は 2019 年度から 2020 年度については新型コロナウイルス感染症の拡大やそれに伴う大学の休校により、交代代

全体が半年以上遅れたことを挙げた。また、2018年度から2019年度については、当時の代表者が卒業してから一年以上が経過し連絡手段が失われたため、確認ができなかった旨が報告された。

塾生代表 山田は当団体の交代申請が提出されていない期間について、事務局に説明を求めた。岩館は2017年度から2018年度・2018年度から2019年度・2019年度から2020年度書類が未受理である旨を返答した。また、事務局財務部長 関田は、当団体の委員長については2017年度から2018年度・2018年度から2019年度・2019年度から2020年度書類が、財務については2018年度から2019年度・2019年度から2020年度書類がそれぞれ未受理であることを補足した。

山田は2018年度から2019年度の担当者と連絡が途絶えていることについて、当団体が連絡した時期の妥当性を一週間以内に検証することを要求し、再発防止を求めた。また、岩館及び山田により、当団体の交代は上記の調査の終了後に判断することが決定された。

(4) 卒業アルバム委員会の交代報告

卒業アルバム委員会より交代報告が上程され、新委員長に青木満智子、新財務局長に相良葉子が就任したと報告された。同時に前委員長の永井は、卒業アルバム委員会を継続して支援していく旨を伝えた。

事務局長 岩館は当団体新委員長 青木の所属団体を質問し、青木は慶應スポーツ出身であると回答、なお自身の任命が5月期まで遅れた理由は、新委員長に任命される予定であった者が諸事情により辞退したためであると説明された。

(5) 優勝準備委員会の交代報告

優勝準備委員会より交代報告が上程され、新委員長に総合政策部4年三浦奨悟、新財務に商学部2年佐藤七海が就任したと報告された。

塾生代表山田は、交代承認申請の書類上で、前委員長梅山晃弘の学部名が示されていないことを質問し、前財務の堤悠真が前委員長は既に大学を卒業したためであると応答した。

(6) 文学部社会学ゼミナール委員会の交代報告

代表者不在につき、議案は取り下げられた。

(7) 應援指導部の活動報告

應援指導部より5月期活動報告が上程された。

同部の中村剛太は、5月期に、オンライン上での再建活動に関するミーティング、学生部から参加許可を得た応援活動への参加、新勧活動、執行部会¹・定例会²・役員会³の5点を実施したとの報告があった。尚、新入部員は、チアリーディング部20名・吹奏楽団4名・他4名の計28名であったと補足があった。また、旧リーダー部の活動に近いものは、団体から積極的には行わず、希望者が出た場合のみ説明を行

¹ 全部員で決定する項目の整理を整理する目的で開催される部会

² 全部員の意見を吸収し、賛否をとる部会

³ 定例会の決定事項を、部長・コーチへ報告する場

い、実施する形を採用していると説明があった。

塾生代表 山田は、配属が特定されていない4名の部員の性別を質問し、中村は特に制限を設けたわけではないが男性4名が入部したと述べた。

また山田はコロナ禍での活動実施状況について改めて質問した。中村は緊急事態宣言の発令前はオンラインミーティングやオンライン試合観戦の形式で行ったと述べた。また宣言発令後は学生部に申請した上、六大学野球や慶早戦に参加したと述べた。山田は事務局にオンライン活動の写真など、積極的な発信を求めた。

(8) 應援指導部の独自財源特別支出承認申請

應援指導部会計 坂本雄紀より独自財源特別支出承認申請が、以下の通りに上程された。

	許可金額	申請時期	品名	支出理由	支出時期
1	¥350,000	事前	カメラマンへの謝礼金	応援活動で写真撮影を依頼している横溝浩孝氏の撮影費として	2021年6月頃、11月頃
2	¥60,000	事前	カメラマンへの謝礼金	東京六大学応援団連盟『六旗の下に』で写真撮影を依頼している横溝浩孝氏の撮影費として	2021年6~7月頃
3	¥133,200	事前	正部員腕章及び部員バッジ作成費	弊社一年生に送る正部員腕章及びバッジ作成するため	2021年6月以降

事務局財務部長 関田は、正部員腕章及び部員バッジの作成費について、部員からの徴収の有無を尋ね、同部会計坂本は全額部費で負担したと応答した。塾生代表 山田は『六旗の下に』の支出の要因を質問し、坂本は慶應のステージ企画のリハーサル・本番で使用したためと回答した。また2,3のカメラマンへの謝礼金の金額が異なることについて質問し、坂本は拘束時間による差であると答えた。

塾生代表 山田は団体に対し、今後部費の支出は必要最低限のものに限るよう要望した。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(9) 全国慶應学生会連盟の交付金特別支出承認申請

全国慶應学生会連盟委員長 吉田凌太より交付金特別支出承認申請が、以下の通りに上程された。

	許可金額	申請時期	品名	支出理由	支出時期
1	¥34,200	事後	名刺代	他校との交流会やその他交流会にて使用するため	2021年5月

塾生代表 山田健太は委員長の吉田に名刺の枚数を質問し、吉田は枚数について正確に把握してはいるが、ラメを名刺の中に入れていたために値段が高くなっていると推測されると応答した。

事務局長 岩館は、吉田に部が委託している名刺が高級なものであると指摘したうえで、ネット申し込みなどを通じてより単価が安いものを発注し、費用を削減するよう求めた。また、岩館は使用用途についても質問し、吉田は地方三田会や三田商店街の方々との購入で使用していると応答した。

塾生代表 山田は、名刺の使用方法には理解を示した上で、特別支出承認申請が事後申請であり、金額

の支出について変更することは難しいため今回は不問とするが、次回の申請からは単価や枚数を削減するよう要請した。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(10) 三田祭実行委員会の独自財源特別支出承認申請

三田祭実行委員会財務局長 秋山萌々音より独自財源特別支出承認申請が以下の通り上程された。

	許可金額	申請時期	品名	支出理由	支出時期
1	¥13,000	事後	スタイリング代	企画「未来の三田キャンパス」に出演していただくゲストのスタイリング代	2020年11月
2	¥53,020	事後	バンドナ代、光るバスケット代、色付きマスク代など	三田祭実行委員会本部企画における演出上、出演者に必要な備品代。	2020年11月
3	¥7,468	事後	封筒、梱包資材	三田祭実行委員会広報宣伝局「三田祭公式グッズ」で商品発送のために使用する封筒・梱包資材代	2020年11月
4	¥22,678	事後	マウスシールド代	三田祭実行委員会本部企画、広報宣伝局等において出演者が使用するマウスシールド代として。	2020年11月
5	¥904	事後	封筒・梱包資材代	三田祭実行委員会広報宣伝局「三田祭公式グッズ」で商品発送のために使用する封筒・梱包資材代	2020年11月
6	¥10,856	事後	段ボール代	三田祭実行委員会渉外企画「福引」の商品発送のための段ボール代	2020年11月

塾生代表 山田は1のスタイリング代についてその詳細を質問し、秋山はメイクなどスタッフにかかる経費と応答した。さらに塾生代表 山田が、上記費用について人材費やメイク用費用といった詳細な支出理由の提示を求めたが、秋山は詳細が不明であると応答した。

塾生代表 山田は2の備品代についてその支出時期を質問し、秋山は去年支出し、去年の申請許可額を超過していたため再申請を行ったと述べた。塾生代表 山田は大幅な予算超過を先代に確認したかを尋ね、秋山は決算日前後で引継ぎをするため、詳細を聞いているわけではないが、先代の財務局長の許可はおりていたのではないかと応答した。塾生代表 山田は三田祭実行委員会内の部費管理体制を質問し、前財務局長が企画会議で決定した予算が当初の金額から超過したものになっていたにも関わらず、そのことに気づかず、誤って金額を振り込んでしまったためであるのではないかと述べた。

全塾協議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は、前任の財務局長が予算超過の意識を持っていたか委員会内で確認するという条件下で本決議を承認した。

(11) 湘南自治会準備会の活動報告

湘南自治会準備会前代表 石井柊から活動報告が上程された。

石井は、平時の活動として、事務局定例会を3回、研究部定例会を2回行ったと報告した。継続事業として準備会憲章の理念・目標部分の検討、湘南自治会準備会5月新勸の具体的計画の実装・執行、SNSの更新、準備会ホームページの英語対応及び公開への準備を実施し、新規の事業として湘南自治会準備会憲章(団体規約)の確定、仮加盟期間終了に向けての今後の動きの検討、授業オンライン化に関する調査を実施したと報告された。また今後は、仮加盟期間終了に向けた組織体制づくり、SFC七夕祭に向けた準備、ケンキュウカイモウラプロジェクト(注:総合政策学部・環境情報学部の塾生に向けた研究会新歓)の再設計、準備会信任投票に向けた準備を行っていくと説明された。

塾生代表 山田は、石井に湘南自治会準備会が湘南自治会として正式承認された際に貴団体と関係性をもつ団体が存在することは不可欠だが、現状その確保はできているのかと尋ね、石井は後に説明すると回答した。

次に山田は、この項の資料に湘南自治会準備会憲章が含まれていたことを指摘し、この項で議論が必要かを事務局長 岩館に尋ねた。岩館がこの項で議論を行ってほしいと述べたため、この中で議論がなされた。憲章の創案担当である松浦竹之介は、基本的には先月の定例会の通りで、変更はないが、団体規約の成立を報告すべきと考えたため、議案に含めたと述べた。また、この憲章は現時点で団体規約として有効であり、現時点で確認されている修正点については、訂正したうえ6月前半の総会で改正の議決をとると説明した。山田は、議員に対し憲章に関する質問がある場合は事務局を通じて湘南自治会準備会に質問するよう要請した。

また、山田は松浦に、自治会発足のための選挙が行われ、正式に承認された場合も憲章を変更しないのかと質問し、松浦は準備会のうちに、今回のものとは別の湘南自治会憲章草案を作成し、議題の一つとして提示すると述べた。山田はその完成の目途を尋ね、松浦は来月期には完成すると応答した。山田は選挙管理委員会の日程にも影響するため確定版が提出される時期を提示してほしいと述べたが、松浦は6月前半に大まかに確定するが確約はしかねると述べた。山田は、細かな日本語を含め、確定する時期をもう一度尋ね、7月3日から選挙をしたいのであれば6月前半には確定させることが必要だが可能かと質問した。松浦は、湘南自治会準備会の事務局だけではなく、その研究部も通し議論したいと述べ、6月前半に完成すると繰り返し述べた。

山田は、完成版が出るまでは選挙の告示はできないと述べた上で、正会員と準会員を設けることを要求した。選挙管理委員会副委員長 関田は、一般論として告示の時点ですべて明らかにする必要があると述べた。山田は上記の意見を踏まえた上で、湘南自治会準備会に対して一週間ぐらいでスケジュールを作成して頂くことを要求し、松浦が了承した。

次に、湘南自治会準備会の交代申請がなされた。湘南自治会準備会の代表が、石井柊から松浦竹之介に交代し、執行委員会の代表が、執行委員として局の副局長に就任、対外代表が事務局の議長になると表明された。

山田は、本来交代をしない時期に交代報告を行ったことについて疑問を呈し、内実的な事情があったのかと尋ねた。前代表 石井は湘南自治会に代わっていく流れの中で、松浦が細かな手続きや憲章など重要なポジションにかなり関与していて、団体としての責務を対外的に行っていく必要があったためこ

のタイミングで交代を行ったと述べた。この議論は16番項へ引き継がれた。

(12) 湘南自治会準備会の行動計画についての報告

湘南自治会準備会前代表 石井柊から行動計画が上程された。

まず、湘南自治会準備会 石井から団体に所属する人数について報告がなされ、2021年度新歓の結果、5月17日時点で34名の新規会員を迎えることとなり、3年生9名、2年生9名、1年生27名の計45名が所属していると述べた。

次に今後の行動計画について説明があった。具体的には、湘南自治会準備会と慶應大学湘南藤沢キャンパス（以下SFC）内の各団体で、窮状の救済や施設・制度の改善等、団体の要望を吸い上げるためのSFC自治会（仮称）を設置すること、その上で交付金が必要かつ適切な財務体制が築かれている団体に対して、使用用途に応じて交付金を分配すること、さらに各団体に自治会の選挙や重要な調査、投票等の広報などにおいて広報・協力願への協力を求めることの3点が示され、湘南自治会準備会と各団体とが互恵的な関係を結ぶことを目指すとした。尚、既に5つの公認団体から賛同するという話が出ていると報告された。また、湘南自治会の成立後は、1.ステークホルダー（SFC内の各団体や、各研究会）との連携、2.自治会としての正当性の改善、3.SFC生から必要とされる組織になる、という3点を優先的に実現できるように努めると報告された。

塾生代表 山田は、先月の定例会に基づき提出された上記のプランニングに対して、各議員からの意見を貰うべきであると指摘した。事務局長 岩館は上記方針について、事務局から問題に思う点はないと述べた。四谷自治会会長 保住は、選挙管理委員会に関わる立場から、湘南自治会の信任投票に対して選挙管理委員会として実施すべき項目を指摘するよう求めた。塾生代表 山田が、自身と保住間で、情報の齟齬があると指摘すると、選挙管理委員会 関田は、交付金の議題もあるが、保住は選挙に対してどのような形式を取るか、ということについて指摘していると話した。

山田が議論の話し合いの順序について、各議員に意見を求めると、岩館は、湘南自治会準備会から提出された行動計画について議論したのちに、選挙に関する議論を行うことがよいと述べ、塾生代表も賛同した。

議長 長谷川は、湘南自治会準備会から提出された行動計画に対して各議員に意見を求めた。文化団体連盟本部 松尾は、交付金の再分配に関しては文章の通りで十分で、還元の対象について、自身は前回の議会で所属団体内での配分を推奨したが、文章に示された通り全SFC生を対象にする方針で決定したのであれば、その方針でよいと述べた。ただし、SFC生に還元するという文言についてはもう少し具体性を加えてほしいと指摘した。

議長である体育会本部主幹 長谷川は、松尾が指摘した通り前回の定例会の資料と比べ、対象や再分配の明確があり、文面が改善されていると称賛した上で、湘南自治会が目指す理想像は掴めてきたが、具体的な方策を知りたいと指摘した。全国慶應学生会連盟 吉田は、ステークホルダーと正当性という2つの重要な点に対する対策が示された点を称賛し、具体的な策はまだ決まっていないが、全体としては良い報告に動いているのではないかと指摘した。保住は、大枠としては他の議員と同様称賛したが、交付金については、交付額に目途を立てるべきと指摘した。福利厚生機関本部 林田は、前回は踏まえ、今回気になったところは特にないと述べた。

山田は、湘南自治会準備会に全塾協議会への要望を尋ねた。湘南自治会準備会 松浦は、選挙管理委員会の発足と選挙事務を委任したいと述べた。湘南自治会にかかる信任投票に際して、選挙権を有する者

が SFC 内の学生であり、公平性を期すために、外部の方に選挙管理を委任したいと述べた。また、有権者の方に情報を届けるべきであるため、全体の周知が可能なように大学の事務方との連携も依頼した。山田は、選挙管理委員会を動員するにさしあたり、選挙管理委員会に「いつ」「何を」してほしいかという要望を明確化するべきと指摘した。松浦は、選挙の論点は「湘南自治会の発足に関して」であり、執行を担う面々やその後のアクションプランを一斉に提示して有権者の判断材料として頂き、それに同意してもらえる方に賛成へ投票していただく形だと述べた。期間は 7 月 3 日から 10 日の 10 日間を予定だと述べた。告示は 6 月 3 日予定であったが、改変が必要であり、どうするか判断に迷う点だが、6 月 12 日または 19 日が候補となっていると述べた。有権者の範囲は院生も含む全 SFC 生であり、仕組みに関しては、塾生代表と少し議論をしたが、現状では CNS アカウントを活用した形を考えていると述べた。

山田が各議員に意見を求めると、保住は松浦に事務局に委託する業務内容を尋ね、松浦は開票操作を行っていただきたいと述べた。保住は CNS アカウントについてその内容を質問した上で、フォームのみ作成すればよいのかと尋ねた。松浦は、塾生代表の方が詳しいと思うので瑕疵があれば指摘してほしいと述べた。山田は、選挙管理委員会に何かを作成して頂くわけではなく、たぶん自身が作成すると述べ、その点に関しては今話す必要はないとした。その上で、湘南自治会準備会、選挙管理委員会、事務局の業務の振り分けに関して今後話し合う必要があるが、今は選管の動きに対する可否を取りたいとした。

関田は山田の話を受け、「今回は全塾協議会に直接関わるものではなく、自治組織の正当性を示すことを目的とした選挙であるため、議員の皆様には、全塾協議会の選挙管理委員会を動かす必要があるのかということ判断して頂きたい」とした。また、選挙管理委員会を動員する必要がある場合も、人員にも限りがあり、その他広報や問い合わせは致しかねるため、職務範囲は今決めるべきとした。さらに、選挙管理委員会は規則に基づいて活動しているため、規則を書いているような選挙権の範囲、投票 LINE、広報活動等今決めてほしく、今選挙の運営をしなければ運営は致しかねる、もし選挙管理委員会で決めていただきたいポイントがあれば議論点を提示するとした。

山田は、湘南自治会準備会の選挙に関する議論は済んでいるが、選挙管理委員会の運営する選挙について、すべての塾生がかかわっている必要性はなく、塾生の 10%以上が関与しているため、公益性の観点には問題ないとした。さらに、益になるかはわからないが、行動理念は議員の皆様には理解して欲しく、その意味で考えれば、システムを出して運用するだけならば選挙管理委員会の動員を否定する必要はないと述べた。長谷川は、正当性に関しては代表に賛成で、選挙管理委員会の動員をあえて否定する理由はないとした。松尾は、選挙管理委員会の動員について特に否定の必要はないとした。吉田は、公益性はないと思うが選挙管理委員会の人員は限られ、できることも限られるため、広報の方は湘南自治会の方でやるべきであるとした。保住は、公益性はあるし、全塾協議会の承認した選挙であるということも理解しているが、連絡対応の先をしっかりと決めてほしいとした。林田は、特に指摘する点はないとした。岩館は、議員の意見から正当性に対する問題はないとして、関田が用意した詳細の決定をもって議決する方が適切であると述べた。山田が、決が欲しいかどうかを尋ねると、岩館は、詳細まで決まったらうで決をとっていただきたいとした。

関田は、議員や事務局長からの意見を踏まえ、選挙参考資料を Google ドライブに pdf 形式でアップロードし、その文章について議員の意見を求めた。ここで塾生代表 山田は、投票者数について技術的な面から答えるのは、SFC の ITC 本部からの話がまだ届いていないので現状として不可能とした。その上で、(SFC 生を中心として保有される) CNS アドレスを持つ者を有権者としても良いと思うと述べた。岩館は山田の意見に対し、技術的な制約に基づき有権者を決定するのではなく、あらかじめ投票者層を決定

した上で、技術的な問題の解消を考えるべきだと指摘した。山田は、岩館の意見について SFC 生は定義がカルチャーによって異なり、現時点で SFC に所属する人間に簡単に限定するのはかなり難しいとした。また、CNS アカウントを持つ者を有権者とする、その範囲がかなり広範囲になるとしたが、有権者に関する原理を決めた上で、技術的な問題の解消を目指せば、7月3日に間に合わせるの難しいとした。岩館は、上の主張に対し、SFC の学部生に限るかどうかは決定することが出来るのではないかと指摘した。その上で、CNS の活用が有権者に関する問題を難しくしているとし、今後は湘南自治会準備会に有権者の範囲の選定を委任するか、今後に臨時会を開催して最終決定するのが適当であるとした。山田は岩館の意見に対して、臨時会の開催は現実的に厳しいので、一部については湘南自治会に委任したいと話した。

岩館は山田の方針に異議はないと発言し、「湘南自治会準備会に関する選挙の運営方針」の文章内の各項目について議論を進めていくと発言した。ここで、関田が各議員に対し確認を求めたのは、① 定義（選挙名称）、② 目的、③ 選挙権、④ 本投票に関する投票活動（選挙活動）、⑤ 投票の方法、⑥ 投票成立の最低ライン、⑦ 結果判断（何をもち、何を結論付けるのか）、の7項目である。

① 定義（選挙名称）について、湘南自治会準備会が異議はないとし、承認された。

岩館は、② 目的について湘南自治会準備会に尋ね、松浦は、湘南自治会の発生に対する可否を問いたいと答えた。岩館は、随時異議があれば発言して頂きたいとしたが、③ 選挙権については、湘南自治会準備会に委任することと決定した。山田は、湘南自治会準備会は事務局と塾生代表の許可を貰うまでを委任されるものとしたが、岩館が、事務局が決定権限を持つことへ異を唱えたため、湘南自治会準備会は塾生代表の許可を貰うまでを委任されるものされた。塾生代表 山田は、議員に対して湘南自治会準備会の方で決定された内容を事務局経由で共有し、以後一日の以内に異議があれば共有して頂きたいと依頼した。また、異議がない場合も異議なしメールを送ってほしい、と依頼した。

関田は、④ 本投票に関する投票活動について、告示後の選挙活動を行う機関とその広報を行う人員を、塾生代表選挙に則り限定するのかを尋ねた。関田は、対面の選挙活動については、告示日から選挙の前日まで限定すべきであると主張した。山田は、湘南自治会準備会の関係者が選挙活動の際に、Twitter など電磁的な媒体をどの範囲まで用いることができるかと尋ね、関田は選挙管理委員会細則の10条に則ると説明した。また山田は、湘南自治会準備会の関係者を除く、一般の学生が選挙活動を行うことをどこまで制限すべきであるか尋ねた。関田は、少なくとも塾生代表選挙時には制限をしていないと述べ、塾生代表 山田は、制限がされていないのであれば許可したいと述べた。上記の意見に対して、松浦は、湘南自治会設立承認投票は競争性のあるものではなく、準備会の自治を求めているものであるため、電磁的媒体も含めたいと述べた。塾生代表 山田は、湘南自治会設立承認投票は競争性のある選挙活動とはいえないので、対面活動は原則禁止したいと述べた。湘南自治会準備会 松浦は7月3日の七夕祭で、ステージ企画で自治会準備会に関する映像を流すことや、SFC 内の教室を団体スペースとして貸し切って行う広報に関しては対面の活動に加味し、禁止しないでほしいと述べた、関田は、その可否は選挙運動の定義によるとした上で、その定義を選挙管理委員会細則2条に沿って決めた方が良いと述べた。山田は上について、問題ないと結論付けた。

また、岩館は、選挙期間における広報活動の主体について制限すべきであるかを尋ね、山田は現に制限されていないが、広報活動が独断で行われていると、湘南自治会準備会に対する印象も悪化する可能性が高いので、電磁的な選挙活動は準備会の構成員のみに限定し、大学や選挙管理委員会へ事前に申請させることを求めた。岩館は、選挙期間は湘南自治会準備会から、直接湘南自治会準備会の選挙が行われて

いると発信することも制限されるが、事前に投稿されたものに関してはそのまま残してもよいと述べた。また関田は、一般の方が行う広報については関与しない必要があると述べた。山田は、選挙運動の期限の前日までに、準備会から名簿を提出してもらう必要があるとし、その登録者が、選挙規則に違反した場合は処罰を加えるが、登録者出ないものが行った活動についてはいかなる場合においても処罰は加えないとすべきであると述べた。岩館は、提出時期は選挙活動と同じような対応でよいと述べ、関田は、一応選挙期間は7日間となっているが、8日間として処理する必要があると述べた。

⑤ 投票の方法についても、選挙権と同様の対応でよいとされた。

⑥ 投票成立の最低ラインについて、塾生代表 山田は最低ラインを設けないと聞いたが、結果判断についてはまず投票が成立してから判断すべきことであり、投票の成立自体は問題ないとした。

⑦ 結果判断について、山田は投票数を母数とし、その過半数が賛成の場合に設立が決定するとした。関田は、湘南自治会準備会に関する選挙の運営方針について、改訂をすると述べたが、塾生代表 山田の判断により、一度休憩が取られた。

休憩後、⑦ 結果判断について再度検討が行われた。松浦は、投票数も開示するのかと疑問を呈し、岩館は開票の過程も含むという認識でよいと述べた。また、松浦は、告示が一ヶ月以上にはできないので訂正してほしいと述べ、訂正がなされた。また、松浦は、処分は準備会の構成員に限って適用されるかと尋ね、岩館はすべての人を拘束するのは現実的に難しいので、規約の範囲内で制限すると述べた。

保住は投票の最低基準を決めないことについて、ある程度の妥当ラインは設けるべきであると発言した。岩館は、今回の選挙は自治会の設立を決定するための判断基準となるものであるが、全塾協議会の所属団体になるにあたり、票数の数は価値判断の一つにしかならないので、あまり関係ないとした。票数の多寡は、準備会内の判断材料にしかなりえないと述べた。松浦は、準備会としては、少しでも多くの人を救えるのであれば自治会を設置すべきであるため、下限を設けるべきではないと思うと述べた。

関田が、上記意見を受け、ドキュメントを修正し、議長が各議員に投票を求めた。

全塾協議会議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(参考資料)

選挙管理委員会細則（抜粋）

第2条（定義）

- ①この細則において「候補者」とは、規則第16条により、全塾協議会塾生代表の候補者になる旨を、選挙管理委員会に届け出た者をいう。
- ②この細則において「選挙運動員」とは、候補者が自己に対しての投票を呼び掛けるために用いる者をいう。
- ③この細則において「掲示物」とは、候補者および選挙運動員が、自己に対しての投票を呼び掛けるために、壁面または掲示板その他紙面を貼り付けることができる場所に設置する紙のことをいう。
- ④この細則において「配布物」とは、候補者および選挙運動員が、自己に対しての投票を呼び掛けるために、第三者に配布する紙のことをいう。
- ⑤この細則において「演説」とは、候補者が、自己に対しての投票を呼び掛けるために、多数の第三者に対して、自己の主張または意見を述べることをいう。
- ⑥この細則において「選挙運動」とは、以下の各号の行為を行うことをいう。
 - 一 掲示物を掲示すること
 - 二 配布物を配布すること
 - 三 演説を行うこと
 - 四 その他、電磁的方式による手法を用いるなどの方法により、第三者に対して、自己の主張または意見を表明すること

第10条（電磁的方式による手法を用いた選挙運動）

- ①電磁的方式による手法を用いた選挙運動を行う場合（以下、電磁的選挙運動とする）は、選挙管理委員会から許可があった場合にのみ、以下の手法を用いることができる。
 - 一 候補者もしくは選挙運動員が作成したウェブサイトによるもの
 - 二 候補者もしくは選挙運動員が作成した Facebook アカウントによるもの
 - 三 候補者もしくは選挙運動員が作成した Twitter アカウントによるもの
 - 四 候補者もしくは選挙運動員が作成した電子メールアカウントによるもの
 - 五 候補者もしくは選挙運動員が作成した LINE アカウントによるもの
 - 六 その他、選挙管理委員会が定めた電磁的方式によるもの
- ②電磁的選挙運動を行う場合には、電磁的選挙運動を行う期日の前日までに、第3号様式による申請書を作成し、選挙管理委員会に提出しなければならない。

(13) 全塾協議会事務局の所属団体に関する議案

全塾協議会事務局より所属団体に関する議案が上程され、事務局長 岩館は、先月共済部の処分を決定したが、それに違反する疑いのある行為があったと述べた。具体的には、対面の活動が全面禁止となっていたにも関わらず、5月の15日に塾生会館で共済部の方がカギを借りて「部室が開いていない」という旨のポスターを張ったという活動を行ったという報告があったと述べた。さらに仮にこの行為が処分に当たるのであれば、処分に関する決議を行うと述べた。

共済部 原田は上記行為について謝意を述べた上で5/11、学生部からの要請で、部室内で実施する活動ができないということになり、アルバイトをしたいという塾生やアルバイトの雇用主の方が不利益を被らないように、今後はTwitterで活動をするという広告をするために、ポスター活動を行ったと述べた。さらにこれは対面を禁止するための活動一環として捉えていて、禁止事項に抵触することはないと考えていたと述べた。

岩館は、議会の許可をとれば活動は可能であると原田に述べた上で、議員に対面の活動に当たるかの判断を仰いだ。塾生代表 山田はオフラインの活動であり、本来報告が必要だったと述べた上で、今後は周知徹底していただいて動いていただくということであれば処分に関しては情状酌量の余地があると述べた。ただし、活動の停止を求めている中で行動ということもあり、処分という選択肢もあると述べた。体育会本部 長谷川は、行為は許されないが、初犯ということで処分の必要はないと述べた。文化団体連盟本部 松尾が活動人数を原田に尋ねると、原田は二人であると答えたため、松尾はさらに一人では行うことができなかった量の仕事であるかと質問した。原田は、部室が15分以内での使用に制限されていたため、確実に作業を終わらせるため、二人で行ったと述べた。これを踏まえ松尾は、追加処分は不要と結論づけたが、事前の申請は必要だったと苦言を呈した。塾生代表 山田は、作業内容を再度説明することを求めた。原田は業務内容を再度説明したが、塾生代表 山田はポスターを作って持って行って貼るだけなら一人でも出来たのではと指摘した。対して原田は、活動の中で留守電設定も試みたと述べた。作ってからポスターを持っていくことが出来たという考えに至らなかったため、その点については謝罪を述べた。

塾生代表 山田は、留守番設定はできなかったのかと尋ね、原田は行うことができなかったと述べた。塾生代表 山田は誰が留守電設定をできる状態だったのかを尋ね、財務部長 関田は共済部の電話は元々101にあり、電話は現在事務局の部室にあると述べた。全国慶應学生会連盟 吉田は緊急性について尋ね、原田はそれほど緊急性があったわけではないが、早期に実施すべきだと思ったため行動したと述べた。以上を踏まえ吉田は緊急性がない以上、報告は必要で、処分への関心が薄いのではないかと苦言を呈した。ただし罰則に関しては初犯なので実施すべきではないとした。四谷自治会 保住は緊急性があつて議会に出せない時は、事後申請か塾生代表に相談するということがあってもよかったのではないかと指摘した。福利厚生機関本部 林田は活動人数が一人か複数名かという点については気になり、対面活動が禁止になった中、二人でやろうと思った点は団体の認識が甘かったのではないかと指摘した。しかし処分に自身が口を挟むべきではないとした。

塾生代表 山田は処分に対する決を採る必要はないとした上で、「緊急性」という単語を盾に事後申請を認めたくはないと述べた。その上で団体へ、次回以降は全面的に活動禁止になり得ると警告した。

(14) 塾生代表の基本政策に関する議案

塾生代表 山田健太より塾生代表の基本政策に関する議案が上程された。

山田は1. 定例会に休憩を設けたい 2. 予算組みに関する改革 3. 全塾協議会全体での Slack 使用の

3点を議案として挙げた。

始めに定例会内で休憩を設けるという議案について、塾生代表 山田は事務局の議事部と相談して正式に決めるが、間に5分だけでも休憩がほしいと述べた。さらにこれが、効率を上げるという意味でも必要だと訴えた。福利厚生機関本部 林田は休憩を設置することについては有り難いが、終わり時間を明確にすることはできないのかと述べた。対して塾生代表 山田は、定例会の終わりの時間が明確にされることで、議員が活発に意見を言わなくなることを避けたいと述べ、もし終わりを決めるのであれば、臨時会を開きやすくすることが必須だとした。岩館は、オフラインであれば、教室の関係で遅くても21時が終わりだったと指摘し、この議論は終了した。

次に予算組についての議案について、塾生代表 山田は毎年各団体の予算がほぼ固まってしまっているが、今年に関しては、前年度の申請が通ったからその額を承認というのを防止したいと述べた。また、逆に、必要で有るとわかれば、これまでに支出してこなかったものにお金をだしたいとした。オンラインがなくなることは絶対にはないと思っているため、追加に関しては、積極的に取り入れたいとし、リーキャン前に団体と面談を行い、必要などころに配分できるようにしたいとした。

最後に Slack の導入についての議案について、塾生代表 山田は2021年3月期定例会にて試行調査が決定し、事務局財務部からの意見を踏まえて、6月ごろから試験運用したいと考えていると述べた。そして、はじめに議員へ導入し、少しずつ加入者を増やす見通しであると述べた上で、試験運用は二ヶ月程度と述べた。また、二ヶ月後に再度議論するが、議員と必要な人程度（15名程度）ではじめは導入しようと考えていて、もう少し人数を入れても、2ヶ月なら計1万円程度、一人あたり約140円前後かかると述べた。岩館は、本格的に Slack を導入した際の状況について、今現在 LINE で行っているやりとりを全て停止し、お金をかけるということになり、この資産は、全代表と全財務を入れる想定で、1年で10万円かかると考えてもらって良いと思うと述べた。四谷自治会 保住は、山田に対し、上記費用の負担は事務局と各団体のどちらで行うか尋ね、山田はどの団体がお金を出すのかは決めていなかったが、自治会費交付金は使用するつもりであったと述べた。岩館は山田に対し、どのような形態にせよ、自治会費を使用するつもりかと尋ね、山田はそのつもりであると答えた。

全塾協議会議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。塾生代表 山田健太は各議員に対し、これからもよろしくお願い致します、と述べた。

(15) 三田祭実行委員会の交付金特別支出承認申請

三田祭実行委員会財務局長 秋山萌々音より特別支出承認申請が上程された。

	許可金額	申請時期	品名	支出理由	支出時期
1	¥18,580	事後	マウスシールド代	三田祭実行委員会本部企画、広報宣伝局等において出演者が使用するマウスシールド代として。	2020年11月

塾生代表 山田健太は、独自財源特別支出承認申請の4番と交付金特別支出承認申請の1番の品目が一致していることを指摘し、その必要性を事務局財務部長 関田大輝に質問した。関田は分けることに問題はないものの、事務局側から要請した訳ではないことを報告した。また、それに対し三田祭実行委員会財務局長 秋山萌々音は独自財源会計と交付金会計で会計を分けるべきであるとの認識の下、品目を分けたと補足した。

山田が改めて 2 品目の違いを質問すると、秋山は内容的な区分ではなく、三田祭の全体に関する感染症対策については交付金会計から支出し、企画費として申請されたものを独自財源会計から支出した結果別会計となったと説明した。

山田はあらぬ疑いをかけられぬよう、今後は同じものは同じ会計・品目で処理するよう要請し、関田もそれに同意した。事務局長 岩館則明は、今回の申請内容が支出後に事後申請されたものであることを踏まえた上で、今回は現状のまま処理することを提案し、山田はこれを承認したうえで、今後は独自財源会計で処理すべき品目を交付金会計で処理することや、同じ品目を別会計で処理することを避け、会計処理を厳密に行っていただくよう委員会側に念押しした。

全塾協議会議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(16) 湘南自治会準備会の交代報告

塾生代表 山田健太より、湘南自治会準備会の交代報告がなされた。

湘南自治会準備会の代表が、石井柁から松浦竹之介に交代し、執行委員会の代表が、執行委員として局の副局長に就任、対外代表が事務局の議長になると表明された。

石井は組織体制の改変、憲章に制定された役職等から代表が交代する運びとなったと説明した上で、今までの活動に謝意を述べ、交代を報告した。

8. 連絡事項

議事部長 在原拓哉より次回全塾協議会について、日程調査を行ったのちに改めて報告するとの連絡があった。

9. 閉会宣言

事務局長 岩館則明が閉会を宣言し、22:39 に閉会した。